山形市広告付き庁舎案内板の設置及び運営に係る

行政財産の貸付事業者募集要項

　山形市広告付き庁舎案内板の設置及び運営に係る行政財産の貸付事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

　貸付を希望される方は、本募集要項をよく読み、各事項を承知した上で申込みすること。

１　事業の概要

（１）目的

　　　　わかりやすい庁舎案内や市政情報を発信する「広告付き庁舎案内板」を設置することにより、市民サービスの向上を図る。また、庁舎の余裕スペースの有効活用として、行政財産の貸付を行い民間事業者の広告を掲出し、一定の収入を得ることで、市の財源を確保する。

（２）広告の媒体及び事業の種類

　　ア　案内板は、事業者がデザイン、製作することとし、次の内容を表示する。なお、「本日の会議催し案内」及び「市政情報」表示面はデジタルサイネージとし、表示面は２面用意すること。

　　　　・庁舎全館案内及び各階案内

　　　　・本日の会議催し案内

　　　　・市政情報

　　　　・市役所周辺地図

・民間事業者の広告

　　　　・その他、市民サービスにつながる内容の提案も可能

イ　設置場所は、正面玄関入口（現在と同じ場所）とする。

（３）案内板の規格・環境

　　ア　案内板の規格

既存の公衆電話ブースは、撤去せずに据え置きとし、外周の総合案内側正面に設置することを必須とし、側面は「本日の会議催し案内」・「市政情報」の表示面とする。

サイズは、既存公衆電話ブースと同程度かそれ以上とする。ただし、既存公衆電話ブースの大きさを超えることが出来るのは高さ：2,200㎜以下、横は正面両端及び両側面は西側のみ設置する案内板の厚みのみとする。

〈参考〉既存公衆電話ブースの規格：（正面）高さ1,800㎜、横3,200㎜×１面

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（側面）高さ1,800㎜、横1,000㎜×２面

面積

(正面3.2ｍ×1.8ｍ＝5.76㎡)＋(側面1.0ｍ×1.8ｍ＝1.8㎡×２＝3.6㎡)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計9.36㎡

イ　案内板は公共施設であることを十分考慮したデザインで、案内板の角が鋭利とならないよう加工し、燃えにくい部材を使用する。また、地震等での転倒防止策を講じる。

（４）貸付物件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 所在地 | 貸付箇所 | 貸付面積 |
| 山形市本庁舎の一部 | 山形市旅篭町二丁目３番２５号 | １階 正面入口（別図参照） | (既存公衆電話ブース）正面（西面）5.76㎡側面（南）　1.80㎡側面（北）　1.80㎡計　　　9.36㎡ |

（５）貸付期間

　　　　令和６年２月１日から令和１１年１月３１日〔５年間〕

（６）用　途

　　　　広告付き庁舎案内板の設置及び運営に限る。

（７）費用等

　　①　事業者は（４）の物件を使用するにあたり、山形市に貸付料を支払うこと。

　　②　貸付料（広告掲出料を含む）は、市が指定する期日まで納付すること。

　　③　設備の設置及び運営により生じる光熱費相当額は貸付料に含まないので、別途納付すること。

　　⑤　設備の設置及び運営、その他一切の経費は、事業者の負担とする。

⑥　事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要した費用は、市に請求できない。

（８）広告付き庁舎案内板の仕様及び設置運営上の遵守事項

　　　　山形市広告付き庁舎案内板設置及び運営に係る行政財産の貸付事業提案仕様書のとおり。

２　申込み資格

　　　事業に申込みする者は、次の要件をすべて満たす者とする。

（１）山形市競争入札参加資格者名簿に登載している者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させる

ことができない者又は同条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者

（３）山形市暴力団排除条例（平成２３年市条例第２５号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等その他これに準ずる者でない者

（４）山形市市税条例（昭和４０年市条例第３７号）第３条に規定する市税及びその他の租税を滞納していない者

３　応募者の失格

　　応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむをえない事情があると認めた場合はこの限りでない。

　（１）本募集要項を順守しない場合

　（２）提出書類に虚偽の記載をした場合

　（３）審査の公平性に影響を与える行為があった場合

　（４）応募資格を欠いていることが判明した場合

　（５）提案された貸付料の見積額が、本募集要項に記載する基準額を下回る場合

　（６）その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

４　参加申込方法

　　　受付期間内に必要な書類を提出すること。

（１）申込期間：令和５年１０月１６日（月）から令和５年１０月２７日（金）まで

午前９時から午後４時（土・日及び祝日を除く）

（２）申込方法

　　　　本プロポーザルに参加を希望する場合は、公告日から山形市公式ホームページ上で公開又は事務局で配布する書類に記載の上、提出先まで郵送（書留などの配達記録が残る方法によること）【締切日必着】又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前９時～午後４時まで）すること。

　　　　事務局　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

山形市財政部資産マネジメント課 管理係（本庁舎４Ｆ）

（３）提出書類

　　①　参加申込書（様式第２号）

　　②　誓約書（様式第３号）

③　納税を証明する書類

　　ア　山形市税の未納がないことがわかる証明書等（山形市内に事業所等を有する場合）

　　イ　法人税、消費税及び地方消費税を納税したことがわかる証明書等（直近１年分）

　　④　別添「企画提案書等作成要領」に基づき作成した企画提案書等

５　募集要項及び仕様書等に関する質問

　　本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

　（１）受付期間　　令和５年１０月１６日（月）～令和５年１０月２０日（金）

　（２）質問方法　　質問書（様式第１号）を使用し、午前９時～午後４時までの間に電子メールにより提出し、提出した旨を事務局へ電話で連絡すること。

　（３）質問先　　　〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号

　　　　　　　　　　山形市財政部資産マネジメント課管理係（山形市役所４階）

　　　　　　　　　　電話：023-641-1212（内線276）

　　　　　　　　　　e-mail：kanzai@city.yamagata-yamagata.lg.jp

　　　　　　　　　　※メールの件名は「（質問）山形市広告付き庁舎案内板」

　（４）回答日時　　令和５年１０月２４日（火）午後４時までに山形市ホームページに掲載。ただし、質問又は回答の内容が公開することにより質問者の不利になると判断したものについては、質問者のみに回答。

６　審査方法及び審査基準について

　（１）審査方法

　　　　　事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行い、別表審査基準表により評価する。提案内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を行い、本事業に最も適切な事業者を契約交渉の候補者として選定する。

　　　　　ただし、応募者が１者の場合はプレゼンテーションを行わず提案書類を審査する。

　（２）プレゼンテーション審査

　　　①日時及び場所

　　　　令和５年１１月２１日（火）山形市役所（時間・会議室名等の詳細は別途通知）

　　　　※プレゼンテーションの開始時刻については、応募者あてに電子メールにて連絡する。なお、プレゼンテーションの説明者は補助者を含めて３名以内とし質問に責任をもって回答できる者を含むこととする。プレゼンテーション時における回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。

　　　②プレゼンテーションの内容

　　　　ア　プレゼンテーションは１者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き質疑応答を実施する。

　　　　イ　説明時間は２０分（説明１５分、質疑応答５分）以内とし、提案内容や業務内容等、本市が指定した事項についてわかりやすく説明すること。また、説明内容は提出のあった「企画提案書」並びに「会社概要及び業務実績書」に基づくものとし、追加資料は認めない。なお、質疑応答については現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めない。

　　　　ウ　プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクター（接続方式：HDMI、VGA端子）については市で用意する。

　　　③プレゼンテーションに出席しない場合

　　　　事業実施の意思がないものとみなし、原則として契約交渉候補者として選定しないものとする。ただし、不慮の事故等真にやむを得ない理由で出席できないと判断される場合はこの限りでない。

　（３）審査結果

　　　①各審査委員の評価点合計得点が最も高い上位１者を、契約交渉順位第１位の候補者（以下、「第１位の候補者」という。）として選定する。また、各審査委員の評価点合計点が第１位の候補者の次に高かった者を契約交渉順位２位の候補者（以下、「第２位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が２者以上いるときは、企画提案及び金額の評価点合計が高い者を上位とする。

　　　②各審査委員の企画提案評価点の持ち点（120点）を合算した値（満点）の５０％の点数を最低基準点とする。

　　　③金額評価に用いる基準価格（最低価格）は１７９，７１０円とする。

　　　　＜積算根拠＞

　　　　　使用面積9.36㎡×1,600円（広告物1㎡・月）×12ヵ月≒179,710円

　　　④企画提案をする者が１者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が満点の７割以上となった場合に限り、第１位の候補者として選定する。

　　　⑤審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

　　　⑥審査結果について、異議を申し立てることはできない

７　公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

　（１）参加者は、参加申込書の提出をもって募集要項の記載内容を承諾したものとする。

　（２）参加申し込み後に辞退する場合は、辞退届（様式第６号）にて届け出ること。

　（３）提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

　（４）提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。

　（５）書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。

　（６）複数の企画提案書の提出はできない。

　（７）提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が補正等を求める場合を除く。）

　（８）公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。

　（９）選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべての事業の契約内容になるとは限らない。

８　契約に関する基本事項

　（１）契約交渉

　　　　　第１位の候補者との協議が不調となったと市が判断した場合は、第１位の候補者との交渉を終了し、第２位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

　（２）契約の締結

　　　　　第１位の候補者と当該事業についての協議を行い、内容について合意の上、最終的な仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴し、借地借家法第３８条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした賃貸借契約を随意契約の方法により締結する。なお、第２位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

９　契約保証金

　　　山形市契約規則第７条及び第８条の規定による。

１０　その他

|  |
| --- |
| 〈問い合わせ先〉　　　　山形市財政部資産マネジメント課　管理係　TEL：０２３－６４１－１２１２（内線２７５・２７６）FAX：０２３－６２４－８８９５（契約課内）〒990-8540　山形市旅篭町二丁目３番２５号（山形市役所４階） |

貸付する場所は、山形市本庁舎の開庁時間（土・日及び祝日を除く午前８時３０分から午後４時）に確認すること。